

公益社団法人日本中国料理協会大阪支部 御中

いつも大変お世話になっております。大阪府食の安全推進課の門脇と申します。
これまでも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力を賜りまして、
誠にありがとうございます。

さて、大阪府では国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針により、
特措法第 45 条第 2 項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を
避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して、休業要請を
行っております。

このような中、本府には、飲食店の中には、酒類の持ち込みを可として客に飲食
させている店舗がある旨の情報が寄せられています。

貴団体の皆様におかれましては、既に、今回の緊急事態措置の趣旨をご理解賜り、
周知等にご協力頂いていることは存じますが、今一度、酒類提供の取り止めとともに、
利用者による酒類の店内持込・飲酒の禁止について、貴団体内でのご周知に
ついてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

大阪府健康医療部生活衛生室

食の安全推進課業務グループ

総括課長補佐 門脇 績

電話：06-6941-0351(内線2561)

直通：06-6944-6702

Fax：06-6942-3910

KadowakiI@mbox.pref.osaka.lg.jp